

補助事業番号 20-14

補助事業名 平成 20 年度青少年の創造性開発及び知的財産に関する普及啓発等補助事業

補助事業者名 社団法人 発明協会

1. 補助事業の概要

(1) 事業の目的

A. [青少年等の創造性開発育成事業](#)

全国の青少年を対象とした創造性の開発・育成活動を実施することにより、次代の我が国機械工業の担い手となる創造性豊かな人材育成の長期的な取り組みと我が国機械工業の競争力を支える知的財産制度が効果的に活用される社会的基盤の整備に寄与し、もって、機械工業の振興に大きく貢献することを目的とする。

B. [国際発明振興団体連携促進事業](#)

台湾で開催される「2008 世界青少年発明工夫展」に日本代表団を派遣し、各国の青少年との交流等を通じた国際感覚と創造性の育成に資するとともに、同世界展会期中に当協会が事務局を担当している「発明奨励国際フォーラム (IFIP)」の第 5 回総会を開催し、世界各国の発明奨励団体間の国際的な連携を促進する。これらの活動により、我が国機械工業の次代の担い手となる青少年の海外を含む広い視野にたった発明及び知的財産に関する意識の醸成に大きく寄与することとなり、もって、我が国機械工業の発展に必要な人材育成に大きく貢献することを目的とする。

C. [知的財産専門人材育成・活用事業](#)

地域における知的財産の専門人材を幅広く育成し、地域の中小・ベンチャー企業を知的財産の面から支援することにより、我が国機械工業の根幹を支えるこれらの企業における知的財産に対する意識の向上を図り、もって我が国機械工業振興に大きく貢献することを目的とする。

(2) 実施内容

A. 青少年等の創造性開発育成事業

- ・全国 202 箇所の子供発明クラブにおける創作活動に必要な工作資材を提供する。
- ・同クラブ指導員の質的向上を図るため、ブロック研修会 (8 ヶ所)、及び都道府県内研修会 (10 ヶ所) を開催する。
- ・子供発明クラブ指導員による「子供発明クラブ全国会議」を開催する。

- ・「クラブニュース」を隔月で発行し、同ニュースを当協会ホームページ上に掲載することにより活動成果の普及を図る。

B. 国際発明振興団体連携促進事業

台湾で開催される「2008 世界青少年発明工夫展」に、当協会が主催する全日本学生児童発明工夫展において優秀な成績を収めた青少年をメンバーとする日本代表団を派遣し、各国の青少年との交流を通じて国際感覚を養うとともに海外を含む広い視野に立った発明及び知的財産に関する意識の向上を図る。また、同世界展会期中に各国発明奨励団体の代表者が参加して開催する発明奨励国際フォーラム（IFIP）第5回総会に代表を派遣し、青少年の創造性育成に関する国際的な取組みの連携強化に向けた諸方策について協議を行う。

C. 知的財産専門人材育成・活用事業

地域における中小・ベンチャー企業を支援する知的財産の専門人材の育成を図るため、「発明協会知的財産アドバイザー研修」、「発明協会知的財産ライセンス・コーディネータ研修」、「発明協会知的財産管理コンサルタント研修」の3つの研修を9日間の日程で東京・大阪において実施する。また、同事業の周知を図るため、パンフレットを作成し関係各所に送付する。

3. 予想される事業実施効果

A. 青少年等の創造性開発育成事業

創造性豊かな人材の育成を通じて近い将来における産業の担い手を育成することは、知的財産立国の実現に向けた基盤整備に大きく寄与し、今後、我が国機械工業の振興に資するものと期待できる。

B. 国際発明振興団体連携促進事業

青少年を対象とした国際発明展を継続開催することによって、海外の若き発明家と我が国の青少年との交流が実現し、独創的な創意工夫作品や発明のアイデアに触れさせる機会を設けることができる。また、創造性が特に認められる青少年による国際交流は、産業・経済のグローバル化に対応できる人材の効果的な育成に寄与することが期待できる。更に、国際的な発明奨励団体の交流を深めることは各国における発明に対する意識を高め、それぞれの国における知的財産制度の普及啓発に対しても大きく貢献するものである。

C. 知的財産専門人材育成・活用事業

知的財産については、その重要性が益々高まっているが、中小・ベンチャー企

業においては知的財産についての専門人材が不足しているのが実情である。また、政府・知的財産戦略本部の「知的財産推進計画2008」においても、知的財産人材育成に官民挙げて取り組んでいくことが明記されているように、知的財産に関する専門人材を育成していくことは今後の我が国機械工業を育てる上でも大きな意味を持つものである。当事業において修了認定を受けた受講生は委員会による厳しい合否判定の基準をクリアした優秀な人材であるため、中小・ベンチャーを中心とする企業に対する知的財産についての支援等に大いに活躍することが期待できる。

4. 事業内容についての問い合わせ

団 体： 社団法人 発明協会

住 所： 105-0001

東京都港区虎ノ門2丁目9番14号

代表者名： 会長 豊田 章一郎（トヨタ ショウイチロウ）

担当部署： 総務グループ総務チーム（ソウムグループソウムチーム）

担当者名： 寺倉 琢也（テラクラ タクヤ）

電話番号： 03-3502-5421

FAX 番号： 03-3504-1480

E-mail：

U R L： <http://www.jiii.or.jp/>